

第7回軽米町議会定例会平成28年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成28年 3月14日(月)

午前10時00分 開議

議事日程

議案第20号 平成28年度軽米町一般会計予算

○出席委員（12名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
12 番	古 館 機 智 男 君	13 番	山 本 幸 男 君

○欠席委員（1名）

11 番 細 谷 地 多 門 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	日 山 充 君
税 務 会 計 課 長	山 田 元 君
町 民 生 活 課 長	中 野 武 美 君
健 康 福 祉 課 長	川 原 木 純 二 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	新 井 田 一 徳 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
監 査 委 員	瀧 澤 英 敬 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 充 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	川 原 木 純 二 君
水 道 事 業 所 長	新 井 田 一 徳 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	於 本 一 則 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 暢 芳 君
議 会 事 務 局 主 査	鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

○副委員長（館坂久人君） それでは、特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は12名であります。細谷地委員長から欠席の旨の届け出がございます。よって、本日の会議は成立いたしました。

（午前10時00分）

◎議案第20号の審査

○副委員長（館坂久人君） それでは、47ページ、2款総務費、3項徴税費から始めたいと思います。

再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それでは初めに、金曜日中村委員からご指摘いただきました47ページの再エネ推進費の旅費の件で説明させていただきます。

内訳でございますけれども、委員の費用弁償ということで1万5,044円計上させていただきましたけれども、内訳のほうなのですが、費用弁償実費ということで、齋藤先生なのですが、盛岡から高速料金のほうを計上させていただいておりますので、高速料金が入った金額ということでご理解いただきたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 私はここで聞きたいのはそういう細かいことではなく、再生可能エネルギー推進室がことし4月から本格的に動く、途中から動く。それで、この予算に出ているものでどういう仕事をするのかなということを聞いているわけです。だから、旅費とか費用弁償の金額が出るということは、何か事業をやるから予算が使われるわけですね。そのことを聞いているのです。再生可能エネルギー推進室では、ことしは町民対象の視察研修やるというのは言いましたよね。ただ、それにはお金がかからないよと言っていましたよね。だから、費用弁償というのは別な事業をやるために予算とっているのではないかと思ったわけです。その説明がないわけです。だから、何の事業やろうとしているのかを説明していただければいいのです。齋藤先生がどうのこうの、そんなのはどうでもいいのですよ、はっきり言えば。それは事務的なことです。わかりますよね。

○副委員長（館坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） ただいまの費用弁償の内訳でございますけれども、林地開発等の各種事務打ち合わせの旅費、それから推進協議会の出席委員の旅費ということで内訳となっております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） だから、あなたが言ったのでこの金額になるのかなというふうな疑問を私抱いていたものですから、協議会の出席分だけで29万円の費用弁償がいくのかなというふうな疑問を持ったので質問しているわけです。だから……もういいです。いずれ私が聞きたいのは、再生可能エネルギー推進室ではことしはどのような仕事をするのかなということを説明していただければ本当はいいことだったのですけれども、まあいいです。後でまたいろいろと聞きます。

終わります。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

再エネ室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それから、金曜日山本委員から資料要求いただきました協定書のほう、皆様のほうにお配りさせていただきましたので、ごらんになっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「進行」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） それでは、2款総務費、3項1目税務総務費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 48ページ、2目賦課徴収費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 49ページ、4項1目戸籍住民基本台帳費。

中村正志君。

○2番（中村正志君） 直接この予算にはかわりはないのですけれども、戸籍の関係で。行革の中で町民生活ガイドブックを作成するというふうな項目がありましたけれども、何か以前、今どうなっているのか含めて、転入者等に対して軽米町の概要が書いてある、手続等やっているという、私けさ見つけてきていたのですけれども、昔はこういう、もう25年以上前の話なのですけれども、町民ハンドブックというのがあって、これは作成時には全世帯に配布して、その後は転入者の方々が来たときにこれを配布して、軽米町を理解していただくというふうなことで、ずっと昭和50年代から継続してきていたのですけれども、今は多分ないのかなという気がしているのですけれども、転入者等に対して軽米町の説明とかそういうふうな何か、今はないのでしょうか。ただ戸籍を受け付けているだけで終わっているのか、ちょっとそこを確認させていただきたい。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 中村委員のご質問にお答えします。

転入者等に対する軽米町の概要の説明というような形になるかと思っておりますけれども、ごみ収集の関係とか、あと軽米町の主な仕事と言えばなんですけれども、保育

所の関係などの窓口とか、そういう形で口頭で説明しているところがございます。
あと、ごみの収集についてはその集落の、行政区のほうの収集の日程表を配布しているところがございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 町民生活課は窓口のほうの業務なので、総務課長からちょっとお伺いしたいのですけれども、行政改革で言う町民生活ガイドブックの想定は、例えばこういうふうな、前にやったようなことを想定しているのか、例えば島根県邑南町というような言葉もありましたけれども、邑南町の場合は移住者の方々をまずふやすために、子育て支援は邑南町ではこういうことをやっているよという、それを見開きのA3判の両面で作っている内容でしたけれども、だから一つにはどっちかといえば一部分なわけですよ。これは全課を網羅したものだと。だから、どちらのほうを想定しているのかについてちょっと。

○副委員長（館坂久人君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 行政改革大綱の中でも平成28年度でその中身を検討することにしてはいるのですけれども、いずれ町民の方々に今やっている町の中のことを全てお知らせしたいなという考えはありますので、ただ費用対効果も考えなければならぬと思いますので、配った方がいいが誰も使ってくれないというのにはしたくないなどは今思っております。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） ぜひそういう形で作ってもらえれば、例えば1つの事業がここだけのものではないよと、総務課でもやっているし産業振興課でもやっているし、地域整備課でもやっている、そういうふうなものをひとつ、私ちょっと資料要求もしていたのですけれども、例えば県立軽米高校の支援はどういうことをやっていますかといったら、それに対しては総務課ではこういうことを、協議会でこういうことをやっているよ、町民生活課ではこうやっているというふうなぐらいに、全てそういう事業ごとにまとめてもらって、横断してというふうなことを整理されれば我々住民もすごく理解しやすいと思いますし、今後職員の方々も説明する上においてもこういうのが一つの教科書的な形になって、住民の説明が非常に楽になるのではないかなというふうに私感じていたものですから、そういう話をさせていただきましたので、ぜひそういう実現を目指していただければと思います。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 今マイナンバー制度の関係でちょっとお聞きしたいと思います。

1つは予算の1万9,000円、個人番号カード、通知カードの発行委託料の中

で、特に通知カードの再発行の分というのはどのくらいあって予算化しているのかというのをお聞きしたいと思いますし、あと個人番号カードというのは私はまだマイナンバー制度、余り賛成ではないからあれですけども、とっていませんが、どのくらい発行されているのか。通知カードが届いて、必要で。

3つ目がマイナンバー制度そのもののことで、記入の義務の関係ですけども、納税とかいろんな形に使われるということにはなっていますけれども、私は番号を書きたくないという場合は、例えばそれは許されていると私は理解していますけれども、マイナンバーを記入する義務というのは正式にはことし1月から始まったでしょうけれども、いろんな義務的なのとか、義務ではないのですけれども、そういう形で要請された場合、記入しなければならないという義務があるのかどうかというのも確認しておきたい。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 古館委員のご質問にお答えします。

1点目の通知カードなどの再交付の状況ということですけども、資料のほうはちょっと確認してみなければならないのですけれども、今まで5件ほどあったということは確認しております。一応なくした場合の発行手数料ということで、9月の議会で発行手数料のことも改正させていただきましたけれども、その対応として一応1万9,000円というような形で当初予算のほうで上げているということでございます。

続きまして、番号カードの発行状況になりますけれども、3月9日現在の申請数なのですけれども、番号カードの発行のほうは地方公共団体情報システム機構、通称J-LISといいますけれども、そちらのほうに全部委託しているものになりますけれども、3月9日現在で555名の方が番号カードの申請をしているということでございます。交付につきましては、日曜交付もきのうも実施しましたけれども、きのうも30人ほど交付に来ましたけれども、J-LISのほうから番号カードが町民生活課のほうに届きますので、それに基づいて各個人宛てに交付の案内をしているところでございます。

○副委員長（館坂久人君） 税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田 元君） 古館委員がおっしゃったように、税のほうであれば、確定申告はまず平成27年分の申告についてはことは記載不要ですよということで

お話しさせていただきました。実質来年度から本格的に確定申告等のときには必要になってきます。ただ、その場合に今考えている部分については、古舘委員がおっしゃったようにどうしても拒否するというような方については、その旨を記載して確定申告をしていただくというようなことを考えているようでございますし、またその方向だと思います。ただ、具体的な詳細については、基本的にはまずご理解いただいて記載していただくというようお願いしたいというふうには考えていますが。

以上でございます。

○副委員長（舘坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） マイナンバーの記入に関しては、公式の見解では記入しなくても、それによって不利益をもたらさないというのがありますので、そういう旨を町民にもある意味では事実として知ってもらうということも必要ではないかなと思いますので、義務であって必ず入れなければならないということではないことを確認しておきたいと思います。

それから、住基カードの関連で個人カード555名というのだったのですけれども、住基カードの場合はどのくらいの実績がありましたか。

○副委員長（舘坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 住基カードにつきましては、約200件ほどの交付だったはずですが。これにつきましても今年の1月以降はたしか出ておりませんけれども。先ほど555件ということでしたけれども、3月現在で個人宛てに交付したのは211件というような形になっているところでございます。

○12番（古舘機智男君） はい、わかりました。

○副委員長（舘坂久人君） 税務会計課長、山田元君。

○税務会計課長（山田元君） 今確定申告は税金をいただくだけではなく、所得税の部分について還付というのもございます。そういう事務作業を税務署のほうで速やかにしたいというふうな部分もあろうかと思えます。そのときに、だから扶養の関係とかそういう部分で、税番号を記入することによってその確認の作業等がスムーズになるという部分等もあると思えます。ですから、そういう方については不便をかけるというわけでは、確認作業に結構手間取るというふうなことが考えられるなど思えます。ですから、基本的にはご理解いただいて記入していただいて、そういう部分の作業を速やかにしたいというふうな考えもあるようでございます、その部分ご理解いただければなと思えます。

以上でございます。

○副委員長（舘坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） マイナンバー制度については国論を二分というほどでないで

すけれども、前から国民総背番号制度含めて、今は限定的な利用ということからどんどん広がって、国民が管理されるというような懸念もあって、相当社会的にも論議になったこともあります。そういうことも含めて、それを記入しなくても不利益はない、当然新しくできた制度で、扶養者の関係の確認というのは今までだって番号がなくてもできていたのですから、そんなにそんなに事ではないと思いますけれども、そのことをまず来年の、私は個人営業ですけれども、例えば法人であっても源泉徴収とかなんかの場合は書いてほしいという、うちも源泉徴収していますけれども、法人ではないですからその適用はないかもしれませんが、いろんな形でマイナンバーの、直接町民が具体的に、今は迫られていないけれども、具体的に来年あたりからは迫られてくると思うので、記入しなくても不利益はないということが今確認されていることだというのは、住民が来た場合の説明でもやっぱりきちんとすべきだと思いますので、当然のことながらそのことを要請しておきたいと思えます。

- 副委員長（館坂久人君） 要望でよろしいですか。
- 12番（古館機智男君） はい、いいです。
- 副委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 51ページ、5項選挙費、1目選挙管理委員会費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 2目選挙啓発費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 52ページ、3目参議院議員選挙費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 53ページ、町議会議員選挙費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 知事及び県議会議員選挙費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 農業委員会委員選挙費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 53ページの6項統計調査費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 54ページ、2目委託統計調査費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 7項監査委員費。

中村正志君。

○ 2 番（中村正志君） 予算に対して特に質問する内容ではないのですが、私昨年 6 月、9 月、12 月の議会を経験してちょっと感じたことがあります。9 月が決算議会で、監査審査して、それを議案として認定してもらうというのが一番の大きなものですが、6 月の議会が始まる前に教育施設運営会と産業開発の決算の説明を議会でいただいたことがありました。6 月に特にそれ審議するというわけでもないのですが、9 月には決算全部を審査するというふうな事務があるわけですが、そのときに主要施策の説明もあって、それはそれでいいのですが、12 月のときに監査のほうから財政支援団体の監査の結果報告が報告書として、教育施設運営会と産業開発の、多分これ前年度の決算の状況を審査したというのが報告があったと思うのですが、報告として受け取っていました。あともう一つは、教育委員会の事務に係る報告書が 12 月に提出されているのです。これらの一つにならないものかなというふうにちょっと感じていたので。というのは、9 月の決算議会にそれが全部一つのまとめとして出れば、みんなそれに向けて、例えば財政支援援助団体だって、これは町からの金が出ているからそれを監査しているのだと思うので、監査と直結している部分があるというふうに感じていたので、9 月の決算議会の中でそれを全部含めてそれができれば、3 回に分けてやるよりは一つでまとめて、効率的に議案審査ができるのかなというふうに私感じていたので、監査委員事務局のほうでその辺含めて検討いただければなということで、要望で。

○副委員長（館坂久人君） 55 ページ、民生費、1 目社会福祉総務費。

古館機智男君。

○ 1 2 番（古館機智男君） 同じ社会福祉総務費の中で、ちょっと教えていただきたいのですが、軽米町戦没者遺族会連合会運営費補助金 4 万 3,000 円に関連したことについてお伺いしたいと思います。ずっと前に聞いていて、私資料持ち合わせていないのですが、これに関連して軽米町の太平洋戦争における戦没者数について、後でもいいですので、当然資料があると思うので、資料ではなくていいのですから、人数を後で教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 資料要求されていましたが部分について説明申し上げます。

ナンバー 2、軽米町災害時要支援者避難支援計画という資料ですが、これ

についてご説明申し上げます。この計画は、軽米町地域防災計画の中の一つとして計画されております。避難支援計画の対象となる方は、介護保険の要介護度3以上の在宅者、身体障害者の1級、2級者、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者、知的精神難病者等となっております。この……

○副委員長（館坂久人君） 皆さん、資料見つかりましたか。ちょっとお待ちください。

いいですか。それでは、お願いします。

○健康福祉課長（川原木純二君） 今申し上げた方々を把握するために、生涯学習推進員等に集落、地域のひとり暮らしの方を調べていただき、その中でうちのほうで軽米町ひとり暮らし高齢者見守り事業の中で各世帯を回って、災害時要援護者の台帳に載せてもいいという方をこの計画の中に載せ、台帳のほうに載せ、災害等あった場合に消防署とかそういう方々に公表してもいいというような方を台帳登録しております。それで、災害等あった場合、一番最後のページになりますけれども、福祉避難所として特別養護老人ホームいちい荘、介護老人保健施設花の里かるまい、在宅複合型施設くつろぎの家、障害者支援施設太陽荘と協定を結び、受け入れをお願いしているような計画になっております。中身については、この資料を見ていただければ理解できると思います。

あともう一つ、資料ナンバー12になりますけれども……

○副委員長（館坂久人君） ちょっと待ってください。皆さん、12番よろしいですか。

今来たやつですか、朝に。

○健康福祉課長（川原木純二君） はい。

○副委員長（館坂久人君） けさテーブルに上がっていたやつだそうです。

続けてください。

○健康福祉課長（川原木純二君） 地域子育て支援事業の概要ということで、この事業の目的は子育て家庭の親とその子供が気軽に集まって、打ち解けた雰囲気の中で話合ったり相互に交流を図る場所を提供することを目的にしております。事業を開始したのは平成21年7月から行っております。

場所は青少年ホーム、開催日時は祭日、年末年始を除く月、水、金、10時から3時で、利用料は無料となっております。相互の交流の場所を提供するとともに、子育て支援員2名を配置し、子育ての相談等にも対応しております。また、気軽に集えるように時期に合わせたイベントを毎月開催しております。イベントとしては豆まき会とかひな祭り等を開催して、あとは講師等を招いてベビーダンス、歯磨き指導、離乳食の作り方等の教室も開催しております。利用者の延べ人数ですけれども、平成25年は1日平均4.8人、平成26年は4.5人、平成27年度は8人となっております。

平成28年度の予算要求の概要ですけれども、支援員2名の人件費、イベント等

の講師謝礼、支援員の研修費、あとは需用費、役務費等、206万4,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長（館坂久人君） 皆さん、よろしいですか、資料説明。

〔「確認で」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 地域子育て支援拠点事業概要、資料要求私したのですけれども、これは予算書では64ページ、65ページの部分ですよね。今いきなり社会福祉費のところの説明されたから戸惑っているのではないかなという気がしていたので、確認で。

○健康福祉課長（川原木純二君） 済みません。

○2番（中村正志君） まあいいです。ですよ、そういうことでしょう。

○健康福祉課長（川原木純二君） はい。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 先ほど古館委員のほうからご質問がありました軽米町の戦没者の英霊数だと思うのですけれども、425という形になっております。現在第10回の特別弔慰金の交付の今申請受け付けやっておりますけれども、第8回の部分で約200人強だったかと思っているところでございます。まず425人という形になっています。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○12番（古館機智男君） はい、いいです。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 民生委員のことでお聞きしたいのですけれども、民生委員の推薦会委員報酬が出ていましたけれども、これですと多分6,000円の報酬だから3回やると思うのですけれども、推薦会の内容というか、推薦する上での……ちょっとその辺。普通は1回で終わるのかなと思ったのだけれども、どういう流れで、あと何年任期でやっているのかということを含めて。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 中村委員の質問にお答えします。

通常は1回分程度の推薦会ということで予算とっておりますけれども、平成28年度、改選の時期になっております。委員が38名おりますけれども、新たにまた平成28年度行いますので、それでまず1回ないし2回。あとの1回というのは、途中で亡くなられたり、かわるといふか、そういうときに1回予定しておるものでございます。

以上でございます。

○副委員長（舘坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 今改選期だという、いつ改選するのですか。

○副委員長（舘坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 7月。

○2番（中村正志君） はい、わかりました。

○副委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（舘坂久人君） 国民年金事務費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（舘坂久人君） 3目老人福祉費。

古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 医療、介護保険法が改正されて、特に介護保険の関係では従来と大きく違うのは、要支援1、2が保険から外れて、予防事業というか、総合事業のほうに移るといって形になっております。私も広域のほうの議員もさせていただいて、その中でも質問受けたのですけれども、介護保険から抜けても総合事業というか、予防事業の中で従来と同じような形で、介護保険制度の中から拠出してやっているし、何ら変わらないという説明でした。

そのことについて確認というか、お聞きしたいのですが、1つは大きく変わったのは、前保健事業として、介護保険の利用という形であればその人が保険に加入しているから権利というか、そういうものだったのですが、今度の場合は改正されれば、現行どおりの事業だったらそれを同じような負担でやるけれども、保険から抜けて市町村が保険制度ではないところで対応するのだというふうに理解していますけれども、それでいいのでしょうか。中身は今までと変わらないという形なのかどうか、その辺について説明をお願いします。

○副委員長（舘坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 今の古舘委員の質問にお答えします。

制度的には平成30年から総合事業という形に変わってまいります。それで、細かい部分については二戸地区広域行政事務組合ではまだ決まっておりません。どういう形にするのかというのは、4市町村集まってこれからの話になってくると思います。おっしゃるとおり、要支援1、2とか要介護1、2については保険から外したような形で事業を展開していくということで、町のほうで事務とかそういう部分が出てくるのかなと思っております。その部分についてもこれから平成28年、平成29年で細かい部分等決めていくものだと思っております。

以上でございます。

○副委員長（舘坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 来年、平成29年度からではなかった、平成30年でしたっけか。ちょっとその辺、私何か頭に入っているのと違うので、確認したいと思います。

それと、今これからその後の実施については広域との打ち合わせとか協議の上で、基本的には市町村に責任が出てくるわけですが、財源の問題とかいろんな形あると思うのですが、前に町長から答弁いただいたときは、介護保険法が変わっても従来どおりのサービスをきちんと続けていきたいという答弁もありましたけれども、その辺についても平成29年度以降、それが平成30年になるかどうかを確認しながらも、町長の前にはいただいた答弁と同じなのかどうかというのをまず確認したいと思います。

〔「休憩」と言う者あり〕

○副委員長（舘坂久人君） 休憩します。

午前10時40分 休憩

—————
午前10時40分 再開

○副委員長（舘坂久人君） 再開します。

健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 大変申しわけありません。実施年度は平成29年4月からになっております。訂正したいと思います。

○副委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 当然その部分は保険提供といいますか、外れるわけでありますから、それを維持するというふうなことになるれば、これは各市町村の負担になるというふうな流れになると思いますので、私はそういう状況になってもサービス低下につながらないように、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（舘坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 課長言ったように、平成30年ではなくて平成29年、だから残された時間というのは本当に少ない、1年この28年しかないです。ただ、今市町村負担になるというけれども、現行制度のやつは財源的にも介護保険のほうから出たりして、新たな自治体の負担は現行どおりのやつは出てこないと思いますけれども、そういう形であれですけれども、一番の狙いはボランティアを含めた多様な介護という形で、もっと幅を広げようというところも意図するところですが、基本的に保険から外れるという形で、被保険者が持っている権利としては要求する権利そのものはなくなってしまうという部分もあることになっています。そういう意味では、やっぱり自治体の姿勢とか裁量とか、どうするかというのにもかかわって

と思いますが、当面の間は財源的には新たな負担というのはできる、現行どおりの中身であればないと私は理解しておりますけれども、その辺については当局のほうではどのように考えているのか確認しておきたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 私もそのように理解はしております。ただ、4市町村で決定していくものですから、その中で今後の方向決まっていくと思います。

○12番（古舘機智男君） はい、いいです。

○副委員長（館坂久人君） 3目老人福祉費。
〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 59ページ、4目社会福祉施設費。
〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 60ページ、5目健康ふれあいセンター運営費。
〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 6目障害者福祉費。
〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 62ページ、3款民生費に移ります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

中村正志君。

○2番（中村正志君） 先ほど地域子育て支援拠点事業の概要をご説明いただきましたけれども、これ主要施策の中での事業としてあったので、どういう内容なのかなと思ってお聞きしたのですけれども、これは確認ですけれども、ピヨピヨ教室の事業というふうな、イコールピヨピヨ教室の事業だというふうに受け取っていいのか。

そしてまた、206万4,000円、この財源内訳は国の補助金等が、例えば県の補助金の子ども・子育て支援交付金とかそういうのが充てられているものなのか、財源内訳はどうなっているかということをお伺いしたい。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時04分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 先ほどの中村委員のご質問にお答えします。

国が3分の1、県が3分の1の負担となっております。

○副委員長（館坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 今のピヨピヨに関連して質問したいと思います。

1つは、このピヨピヨ広場のところの施設が老朽化しているという問題で、よく取り上げられてきましたが、交流駅構想の中に町長が子育て支援の施設みたいなことも考慮しているというのを聞いたりして、計画書の中にも載っているようですが、このピヨピヨ広場みたいなのが交流駅構想の中で、施設整備の上で想定されているものかどうかというのを確認しておきたいと。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） そういった方向と申しますか、そういう要素を持った空間とか、検討はしてまいりたいというように思います。

○副委員長（館坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 子ども・子育ての関係での拠点事業としての位置づけもされておりますし、とするならば前にも論議したのですけれども、交流駅構想とかという形に含まれていないとすれば、あの場所でいかどうか別として、抜本的なあそこの改善というのが必要になってくると思うのですが、こういう新しい交流駅構想の中に位置づけがきちんとして想定されているのだったら、ここの抜本的な修繕とかいろんな形というのはまた違ってくると思うのですが、その点について確認したものでした。そういう意味で、町長からもその中に同じような機能を持った施設を想定しているということで確認してよろしいでしょうか。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） それは検討してまいりたいと思います。

○12番（古舘機智男君） わかりました。いいです。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 今のことに関連しますけれども、ピヨピヨ広場は前から聞いたときには複合文化施設の中に入るようなことを聞いたような気がしていましたがけれども、あわせて児童クラブを今勤労福祉センターでやっているわけですがけれども、児童クラブの施設も一緒に考えているのでしょうか。それは含まれていないのであれば、勤労福祉センターそのままにいくのか、また新たな施設の考え方があるのか、その辺を構想でもいいのですけれども、ちょっと考え方を教えていただいて。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変今の児童クラブの施設も非常にさまざまご指摘いただいておりますので、そういった点も含めて検討していきたいと思っています。

○副委員長（館坂久人君） いいですか。

○2番（中村正志君） では、別なこと。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） ここにすこやかベビー祝金が出ておりますけれども、前のほうにさわやかカップルの祝金もあったのですけれども、それに関連して対象者ですけれ

ども、さわやかカップルの場合、当然軽米町に住所があって、そういう人が婚姻届出せば当然でしょうけれども、その人だけなのか、例えば軽米町に住所があったけれども、別な人と結婚してとかって、そういったときも対象になるのか。その辺がちょっと……

〔何事か言う者あり〕

○2番（中村正志君） もう少し幅広いのか、限定されて軽米町に婚姻届出した人だけなのかということだけでもいいです。

○副委員長（舘坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） さわやかカップル祝金ということです。婚姻届、住所があって1年以上軽米町に住むということの確約書を出してもらって、それに対して5万円の商品券を交付しているものでございます。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○副委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

○副委員長（舘坂久人君） 山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 関連して質問しますが、さわやかカップル、すこやかベビーの祝金の関係は子育て日本一というものの一連の事業という位置づけをしますと、近隣の市町村の中で優位性とか特徴的だというような何かありますか。比較したデータでもあればあわせて説明願いたいというのが第1点。

それから、2点目は、昨年度の予算の中で広域あるいは県が指導するさまざま結婚の制度があって、そのために予算化した何だかという事業があったのですが、その実績というか、昨年の実績と、それから今年度もそういう事業を計画して予算化している項目があったら説明願いたいと思います。

○副委員長（舘坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） すこやかベビー祝金、さわやかカップル祝金の近隣市町村の状況ということの質問……

○13番（山本幸男君） 優位性があるのであれば、そんなことも含めて説明していただければ。

○町民生活課長（中野武美君） 他市町村の状況についてはちょっと調べて、確認してみたいと思います。

○副委員長（舘坂久人君） それでは、後ほど報告をお願いします。

健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 結婚相談所の件ですけれども、昨年の実績は2名申し込みあったようです。今予算、負担金だけとっているのですが、ちょっと今どこにとっていたか確認していて、報告したいと思います。

○副委員長（舘坂久人君） それでは、後ほど報告をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「今児童福祉費だか。項目としては」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 2項児童福祉総務費、63ページです。

64ページ、3目母子福祉費。

○12番（古舘機智男君） いや、児童措置費のほうで。63ページの一番下。総務ではなくて。

○副委員長（館坂久人君） 失礼しました。2目児童措置費。

古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 済みません、福祉施設のほうで、4目になってしまいました。

済みません、措置費でなくて。

○副委員長（館坂久人君） 64ページ、3目母子福祉費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 4目児童福祉施設費。

古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） この問題では、行政改革の関係で保育所の民営化の問題が、方向が出されましたけれども、そのことに関連して質問をいたしたいと思います。

総務課長は、民営化しないと財源的というか、財政的に民営化のほうが有利だという形の答弁ありましたけれども、それについてもう少しわかるように詳しく説明していただきたいと思います。それが1つです。

それから、これからの方向の問題で幼保一元化というのが出されておりました、民営化ということになって、そうすると認定こども園という形にしていこうとしているのか、その辺の方向の、基本的な方向としてすごく大事な問題だと思うので、その辺を確認するのが2つ目です。

それから、今度の子ども・子育て支援法、新しい法律ができた中でも、いろんな保育をしている人たちの運動の中で、児童福祉法第24条第1項という、市町村が保育に責任を持たなければならないという部分が残っております。ですから、財源の問題でもそうですが、それは保育の義務を市町村が持っているという形で、財源的にも補填というか、保障された形での保育園、保育所になっているはずなのですが、それが総務課長の話になれば民営化のほうが財政的にいいとかという形のもの関連としても、児童福祉法第24条1項の関連で、市町村の保育義務の問題についてどのように把握しているのか、財政面の問題でお聞きしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 私の説明の仕方がそういうふうに聞こえたのであれば大変あれなのですけれども、いずれ子ども・子育て支援日本一の町を目指している中で、財政的に有利だから保育の質が下がってもいいとかなんとかという考え方で言って

いるのではないことだけのご理解いただきたいと思います。財政的な面でいきますと、健康福祉課長のほうから詳細については説明してもらいたいと思うのですけれども、いずれ公営でやっている保育については、例えば職員の給料の部分について補助金が全くございません。その運営の関係では、国からの助成というのが受けられないみたいな状況です。民間の保育園であれば、そういうふうな補助金とかが受けられます。ですから、町の公費負担という意味合いからいえば、民営化の施設のほうが有利なのかなという考え方でお話ししました。

その中身については、公営については補助があるとかというのは健康福祉課長のほうから説明していただければ。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 私立になった場合、基本単価とか処遇改善加算とかという形で、補助率が国から2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というような形で、財政面では私立のほうが有利になっております。そうなった場合でも、利用者の負担金とかそういう部分は市町村で徴収等行うことになっております。

あと、私立になった場合の建築費等にも補助金が出ます。その整備費を、これも国が2分の1、市町村が4分の1、施工業者が4分の1ということでございます。あと、保育士等の養成に係る経費について補助があるというようなこともございます。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） ちょっと私の理解とあれなのですが、その点についてはこれから私も詳しく調べながら、ただ先ほど言いましたように、さっきの保育料の徴収義務も含めて、児童福祉法第24条の1項という、保育に関しての市町村の義務というところが1回外そうと思ったのですけれども、外れなくて残って、公立の、あとはもちろん私立のでもいいのですけれども、同じような形で保育所の場合は残ったのです。認定こども園とかという、今までの幼保一元化になったりしてなってくれば、そこのところからちょっと抜けてしまう部分があるのですけれども、そういう関係も含めて、24条1項との関係で本当に財政的には特に有利になるかどうかという、それから安心して保育、都会だったらそれを請け負う法人とかあったりするわけですけれども、軽米町のような状況の中でやっていけるのかどうかということも含めて、再度さっきの児童福祉法の関係も含めて、次のときにもまたさらに質問していきたいと思っておりますけれども、今の説明によれば公営の場合は措置されないのが私立の場合はずっと優位に財政援助が受けられるというのは、ちょっと私まだ合点がいけないところもありますので、基本的には軽米町の子供たちが将来も安心して保育を受けられる状況が続けられるかどうかというところが一番の基本なので

すが、そういう意味での心配を持っているというのが原点にありますので、その選択の方法、民営化がいいかどうかという問題は改めてこれからも論議していきたいと思っておりますので、その旨を申し上げておきたいと思っております。

以上です。いいです。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○13番（山本幸男君） ちょっと休憩して。議事進行で休憩してもらえれば。

○副委員長（館坂久人君） それでは、休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

○副委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 委託料ですけれども、軽米保育園のトイレの改修とか、小軽米保育園の何か改修も、工事請負費のほうも見ればかなりの金額ですけれども、軽米保育園の場合、トイレの改修ということで、児童がふえてきてトイレを多くするのか、それとも小軽米のほうは増築とかではなくて、どこかが古くなったから直すのとかあって、これのご説明をお願いします。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 小軽米保育園ですけれども、当初といいますか、トイレとか流し場とか、そういう部分でしたけれども、今あそこの町道、小学校のほうに行く町道を拡幅する関係で施設のほうも幾らかかかるとということで、その部分の工事が大きくなるので、委託料のほうも大きくなっております。

軽米保育園のほうは、おっしゃるとおりトイレ等の座るような感じというか、便座とかそういう部分の改修になってきております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） あと、今3月で、来年度の申し込みのある時期だと思うのですが、軽米町はまだ待機児童というのは大丈夫、申し込んで全部受け付けできるという状況なのでしょうか。実は私の息子も盛岡にいたのですが、盛岡でだめで、花巻の奥さんのほうに行ってもだめで、今待機児童ということで、ああ、そういう現実があるんだとびっくりしましたけれども、軽米ではまだそういうことはないということで。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 現在は待機児童は出ておりません。ただ、ゼロ歳児とかになってくると1人で3人という形になってきておりますので、あと部屋の関係、

今のところまだ余裕はありますけれども、将来的に人口がふえてくればそういうことも出てくるかと思われまます。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） そういった面では保育士の臨時賃金なんかはかなり何ぼか、いつもよりは多く予算とっているということはそういうことを見据えてやっていると思いますので、できるだけ待機児童が出ないような形でやればよいと思いますので。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 児童福祉施設の関係で1点だけお聞きしたいと思いますけれども、この前田村議員のほうからも取り上げていましたが、病後児の保育、あとは病児の保育というのは軽米ではやっていないのですけれども、そのためには施設の改修から看護師とかという形で、一つの大変なこともあると思うのですけれども、今子育ての関係で、私ごとであれですけれども、息子夫婦たちは共働きをして、孫がインフルエンザとか風邪とかというのはしょっちゅうやって、そうすると本当に仕事を休まなければならない、うちのそういう状況にありますし、やっぱり女性が働くというときには、特にも病児や病後児の保育というのが今県内でも結構そういう対応ができてきていますが、将来のことも含めてなのですが、病児とか病後児の保育の関係について将来展望をどのように持っているのか、今年度予算で検討するとか、そういう形になっているかどうかお聞きしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） おっしゃるとおり、現在病後児保育等は行っておりません。また、古館委員がおっしゃったように看護師とかそういう資格のある方が配置できなければできないので、いずれこれからそういう保育も必要になってまいりますので、今後を見通してまいりたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） それに当たって、3カ所の保育所全部というわけではなくて、1カ所に送迎も含めたという形も対応できるのではないかなと思いますけれども、その辺はまだ不勉強ですが、将来といっても遠い将来ということではなくて、やっぱり身近なというか、手が届くところでの検討をぜひお願いしたいと要望しておきたいと思えます。町長も将来の病児また病後児の保育の関係についての思いがありましたら、答弁いただきたいと思えます。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今課長の答弁の繰り返しになりますが、やはり将来的には必要な施設であるというふうに考えておりますので、検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○12番（古舘機智男君） はい、いいです。

○副委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

5目児童クラブ運営費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（舘坂久人君） 67ページ、3款民生費、3項1目災害救助費。

茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、軽米町災害時要援護者避難支援計画というのは、私が多分資料請求したのと、あとこっちの防災マップですか、これも私の請求だったと思いますので、一般質問でもありましたけれども、軽米町災害時要援護者避難支援計画というの、これすばらしい計画だと思いますけれども、これが実施されるためには、動けない方とかそういう方の移動になると思いますので、道路がちゃんとしていなければ緊急車両が入っていけないとか、車で避難所まで運ばなければいけないということになれば道路がしっかり整備されなければ大変だと思いますので、今後やっぱりそこら辺を確認して、道路をしっかりと整備していただきたいと思います。計画はされていると思いますけれども。

あと、こっちの指定避難所の部分ですけれども、確かにこれには軽米高校、第一体育館、第二体育館、柔剣道場とありますけれども、軽米高校はどこにあるかわかりますけれども、そういった場合に軽米町の避難所どこもですけれども、看板がない。避難経路とかそういうようなのはこれからどういうふうにしていくかわかりませんが、そこら辺も考慮してこれからはやっていかなければいけないのかなと思いますけれども、この地図に、マップに載せてこれがあるのだよということはわかります。すごく必要だと思いますけれども、やっぱりこれを理解するように町民の方たちにもどういうふうな形かで、どこかで説明してあげなければ、恐らくこれ全戸配布するということですから、果たしてこれを詳細に見るかといえば、なかなかそこまでいかないと思いますので、その辺はこれから対応を考えていると思いますけれども、その辺どのような対応をされるのか。

○副委員長（舘坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 初めに、避難所の設置の看板といいますか、それにつきましては平成28年度に避難所のマークとか、見やすい形のを整備したいと考えております。

あとは、住民の周知方法なのですけれども、勉強会といいますか、何人の方に集まっていたりするのかと、その周知方法も難しいわけなのですけれども、何らかの形で、多分今回の区長配付の中に入っていつているのかなと思います。次回になるか、ちょっと全然そこを確認しなかったのですけれども、見ていただけるような周知の方法を考えたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） こっちの災害時のほうも、マップも何かあるみたい……ないのかな。何かあるみたいですけども。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 災害時のほうのマップというのは、ちょっと大きい、1枚のやつに落とせるような図面ではございません。システムの中に入っておりますけれども、こちらは個人ごとの、誰が行って最初に面倒見るかという、個人のやつも入っております。あとは、それで対応できなければ消防とか、そういう2次といたしますか、連れてきたりできるような関係で、本人が個人情報で教えてもいいよというような方を台帳に載せております。近くの公民館とかそういう形にはなっておりますけれども、マップは防災……そういう形になっておりますので、一般の人というか、関係者等がわかるような形になっております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

それでは、4款衛生費。

大村税君。

○8番（大村 税君） この関連ですけども、今課長が平成28年度に避難場所とか看板とか、そういうのを考えていくと。大変力強いお話ですけども、予算書見ればそういう計上をされていないので、平成29年度になるのですか、それとも補正でそういうふうなことを計画をして、災害に強い町づくりというのは11年災から計画立てていて、現在で二十数年もたっているのですよ。その考えを言うのだけけれども、実際に計上されていないというので、大変今矛盾している。というのは、皆さんも各隣接町村を回ってわかると思いますけれども、3.11の前から、その終わった後は、盛岡にしる八戸市にしる大きな看板で避難所が設定されて、避難路も示した看板があるのです。我が町には11年災の、あの未曾有の被害を受けた後にも、災害に強い町づくりといっても、避難場所が体育館等示しているけれども、その経路というものが全然ないのですよね。勉強会開いて、これは町民には周知するのだけれども、いざ災害になったとき、皆さんどうですか。これを頭にあるのだけれども、いち早く避難するということで外に出るのです。そのときにどこ行ったかわからないのです。これは同時に予算計上して、災害に強い町づくりということを宣言していた以上、速やかな対応をすることを考えるべきだと思います。いかがですか。

○副委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） これまでやってこなかったというご指摘についてはそのとおりだと思っております。いずれ最初に、まずできることからやりたいと思っております。予算的な話をするわけではないのですけれども、大きい看板の設置がいの

かもしれないのですけれども、住民の皆様にも周知できる方法、最初は考えているのが余りお金がかからないでできる消耗品の中でラミネートラップしたもの等の設置で、これでだめだったらそういうふうな大きなものも検討していくということも必要なのかなと思います。いずれ今の表示の方法というのは、今回もこれに限らずいろいろご指摘をいただいているところであり、十分頭には入っているのですけれども、例えば個別の大きい看板、あれ立てるのって結構お金がかかります。それを全町域に今の予算の中でやれるかという、これもなかなか厳しいものがございます。ですから、わかりやすい方法で何かに効果的に、経済的に、拙速にやれるかというのをちょっと検討……ですから、初めはこういうふうな掲示板が効果があるのかどうかということも含めた形でやらせていただきたいと思います。思っていました。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） 常にいろんな要望なんか伺いますと、財政論だけで云々かんぬんと、私はそれは違うと思うのです。やっぱり生活の安全な町づくりというのは財政ではなくて、いかに安心、安全を町民にサービスするかというのが最善だと思いますがね。小さいのをつくってから大きいのをつくって、財政云々かんぬんではなくて、やっぱりきっちりとした方法を示して、方策を講じて予算化するということが求められると思いますので、その辺も考えを。事あるごとに財政等に云々かんぬん、これは財政がなければできないのだけれども、安全、安心の町づくりを宣言しているでしょう。それにはやっぱりイの一番にそういうところに予算を計上するのも必要と私思いますが、いかがですか。

○副委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） ただいまの大村委員のご発言につきましては、十分参考とさせていただきますと思っています。

○副委員長（館坂久人君） 67ページ、3款3項1目災害救助費に入りますが、町民生活課長、中野武美君から発言の申し出がありますので、許可します。

○町民生活課長（中野武美君） 先ほど山本委員からご質問がありました結婚祝金、出産祝金の関係なのですけれども、二戸管内の状況についてお知らせします。

一戸町、二戸市につきましては、結婚、出産祝金ともございません。九戸村が結婚祝金が5万円、出産のほうは第3子目から5万円ということで祝金は差し上げているところでございます。ちなみに、軽米町のほうは出産のほうは第2子が3万円、第3子が5万円、4子以降が10万円というような形になっているところでございます。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

67ページ、衛生費、1目保健衛生総務費。

中村正志君。

○2番（中村正志君） この項に自殺対策講演会の講師謝礼とか自殺対策ネットワーク研修講師謝礼というのが項目としてありますけれども、ここ近年米町は自殺が多いということで非常に大きな問題としているということで、職員の方々も毎週木曜日にポロシャツを着ているというふうなのはあるようですけれども、私がお指摘しただけでも、またポロシャツ何で着ているのかわからない町民がかなり多いようです。その辺はやはり周知しないと、それも自殺対策事業の一環ではないのかなという気がしますので、自己満足でやっているような気がしないわけでもないのです、その辺はもう一回私の発言をただ無視するのではなく、やっていただければと思います。

あわせて、平成28年度、自殺予防対策事業としてどのような事業をお考えになっているか。この予算だけではちょっとわからないので、その辺事業等を紹介していただければと思いますけれども。

○副委員長（舘坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） ゲートキーパーとかそういう方の養成とかを今後進めてまいりたいと思っております。あとは、今までと同じような形になりますけれども、心のケアというような講演とかそういう部分、あとは各種検診等でも心の関係について、いろんな場面で心のケアのほうを行っていきたいと思っております。

あと、今までもそうなのですが、1回そういう傾向の見えた方については家庭訪問とか電話等で事あるごとに連絡とっています。話を聞いたり、そういう心のケア等を行っていきたいと思っています。

○副委員長（舘坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） これをやったからといって、これが成果としてすぐ出るものでもないのです、大変な仕事だとは思いますが、地道な保健指導等の努力を期待したいと思いがたけれども、1つ、ゲートキーパーって何でしょうか。

○副委員長（舘坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） ボランティアのような形になると思いがたけれども、地域密着型といいますか、地域の方の状況等を見てというかな、把握していただくような方になりますけれども……

〔「地域の情報を提供する人」と言う者あり〕

○健康福祉課長（川原木純二君） 保健師と同じような形の、心の問題について研修を行っていただいて、対応の仕方というか、地域でそういう方等を把握というか、あれば話し相手になっていただいたりとか、そういう形になりますけれども……

○副委員長（舘坂久人君） ちょっと休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

69ページ、2項母子保健活動費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 70ページ、3目予防費。

健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 予防費の関係で、今年度インフルエンザの助成金を、今まで2,000円の助成を行っておりましたけれども、これを2,500円に、あと6カ月から中学生までという形の助成を行っておりましたが、これを高校生までというような形に変更して予算のほうを計上しております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 3目予防費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 71ページ、4目保健事業費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 72ページ、5目環境衛生費。

古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 委託料の関係で、早渡地区環境調査業務委託料について、これについてなのですが、今回改めてというか、環境調査業務委託をする項目とか目的とか、今までも何か一定のことはしてきたような気もしますが、さらにどういう観点で、断層なんかを見るとか、例えばいろんな項目があると思うのですが、どういうものの業務委託、中身を説明していただきたいと思います。また、委託先についてはどういうふうなところ、大学とか、あとは仕事人倶楽部とかいろいろあると思うのですが、どういうところを想定しているのかもお聞きしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 早渡地区の環境調査業務委託という形になりますけれども、これにつきましては施政方針のほうでも述べさせていただきましたけれども、早渡地区のアルバ環境開発の最終処分場の関係につきましては、現在住民説明会という形で進めていたところでございます。昨年度も実施していたところになりますし、次年度につきましても、現在も県のほうに許可申請のほうをしておりますので、それに伴った住民の勉強会というような形で考えているところです。平成28年度につきましても、軽米地区だけでなく八戸市とか洋野町なども対象にしながら勉強会というような形で進めていくことで考えているものでございます。

委託業者というか、委託先というような形になりますけれども、これまでも仕事人倶楽部から3年、4年とやっておりました。一応随意契約というかな、見積もり

競争入札というような形で進めているものでございます。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） そうすると、普通は環境調査業務委託といえば環境調査なわけですね。今の説明によれば、それは住民、ずっと続けてきた、それも環境調査でとってきたかって確認していないのですけれども、勉強会の委託料であると思うのですよね。この環境調査というのはふさわしくないと思います。今課長が言ったように、施政方針の中にも触れて、軽米だけの勉強会でなくて八戸市とかに行って広げて行って、理解をしてもらうというのは非常に大事なことで、それ自体は本当に賛成ですけれども、そうした場合、環境調査となればいろんなのを調査するために費用もかかるのですが、今までの積み上げてきたのを、会場を変えたり回数をふやしたというだけでは金額的にも、パンフレットつくるのかどうかわかりませんが、委託料の中の内訳はどのように考えているのか。また、この説明文、早渡地区環境調査業務という形では、ちょっとこれは違うのではないかなと思うのですが、その辺の2つについて、まず中身、費用、随契をする積算根拠を出してください。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 中身のほうは、ちょっと確認してお知らせしたいと思います。

この名称になりますけれども、当初からこのような形で、そのままの継続でやっておりますので、そのまま検討していきたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） ここで1時まで休憩したいと思います。

午前 11時58分 休憩

午後 零時59分 再開

○副委員長（館坂久人君） それでは、午前中に引き続きまして会議を開きます。

それでは、健康福祉課長、川原木純二君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） 午前中に山本委員より結婚相談所の件で補助金がどこに載っているかということで質問ありましたけれども、大変申しわけないのですが、予算のほうをとっておりません。それで、6月の議会のほうで補正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○13番（山本幸男君） アイサポートだと思うね。2件という説明がございましたが、2件というのは何か少ないという感じがしますが、この制度を活用するための具体的な呼びかけ等が少ないのではないかな。また、この制度に期待することを役場は余

り考えていないのかなというような感じもしますが、いかがですか。

○副委員長（館坂久人君） 健康福祉課長、川原木純二君。

○健康福祉課長（川原木純二君） この申し込み手続きでございますけれども、事前にいきいき財団のほうに連絡をとって、個人が申請するというような形になっております。町のほうで代行といいますか、希望者があればということなのですが、これは個人の情報の関係等ありまして、本人が申請しなければならないというような形になっております。それで、広報のほうの関係については、おっしゃるとおりちょっと少ないのかなというようなご指摘受けても仕方ないと思っております。これから広報等でこういう制度がありますよというのをしてまいりたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） それでは、72ページ、5目環境衛生費。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 午前に古館委員のほうから早渡地区環境調査業務委託の内容についてということでご質問がありました。委託の内容としては、住民勉強会の開催や反対集会の活動支援、あとは情報発信、チラシ等の作成などがあります。また、現在事業者が県に提出した産業廃棄物処理施設設置許可申請の審査経過につきましては、県からの情報開示等により把握に努めているところでございますが、審査経過の過程で不備事項があれば、県から事業者に疑義の照会があるものと考えられ、それらの情報につきましては専門的な見地から分析して把握しなければならないと考えており、委託業者からの指導をいただくようなことが考えられるものでございます。また、予算の執行につきましては見積書等を取り寄せまして、適正に競争原理を働かせ、予算執行に努めてまいりたいと考えております。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 1つ、先ほど質問しましたけれども、環境調査業務委託という名前については、その使途にふさわしい、予算にふさわしい名称にきちんとしていただきたいということを確認したいと思っております。

今業者の側では結構諦めないというか、その計画実施のために着々とやっていると思います。新たな対応としましては、もちろんこの中にも含まれている八戸の下流域の人たちにその実態と危険性を知らせるとか、知らせる方法、八戸市とか水道企業団がやってくればいいのですけれども、やれない場合だったら独自につくったチラシを八戸市のデーリー東北に例えば入れるとか、あとは八戸市の軽米町出身者の人たちにも情報をそこから持っていってもらえるような形をすることかというような形をとる、また勉強会みたいなのを八戸市できちんと公に知らせながらやるということも大きな要素だと思いますけれども、もう一つは業者が計画していることに対して技術的にも、それから環境影響の調査に関してもやっぱり真っ正面から対抗策みたいなのがきちんとなければならないと思うのです。1つは、折爪活断層が近

くにあるというのは、県等に要請した文書の中にも一つの安全性が確保されないという中の要素になっていると、それは間違いないことだと思うのですが、ただその下を通っているとかそういうことではありませんし、その影響とかなんとかというのはなかなか難しいところもあると思いますし、これまでの折爪活断層、これは日本の中でも有名な大きな活断層として有数な活断層ですけれども、その周辺のリニアメントとか、いろんな近くのやつの断層らしきものとかというものが結構あるように聞いています。私は、そういう断層の問題でも文献とか航空写真の資料だけではなくて、踏み込んだ調査というのはどのぐらい多額な費用がかかるかどうか含めて、やっぱり具体的に危険性を立証する対応とか、また業者との意見の違いの中では斜面の角度の問題が、県の角度とのり面の角度の問題等々についても食い違いとか、意見の相違みたいのがあっているようですが、そういうことに対してもきちんと、言っただけではなんです、仕事人倶楽部がまちおこしとかいろんな形のイベントを含めて、それぞれの部署の専門家を連れてきたり幅広く対応してもらって、そういう形の大きな力を持っているとは思いますが、もっと技術的に突き詰めた専門家のところに目的を絞った形で、今回の業務委託料とは別になるかもしれないけれども、そういう形での調査とか技術的な検討を町の対抗策として持つていく必要があるのではないかなと思うのですが、今度の予算措置の関係そのものは八戸市等々にやる、さらに広げるという意味では部分的な評価もしますが、それとは別に今指摘したような技術的なもの、さらなる環境、地質等々の調査などについての対応も迫られていると思いますが、この問題について、2点についてどのように考えているか。担当課では答弁できない部分がありましたら町長の考え、また副町長の考えが、見識がありましたら答弁を願いたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） このアルバの問題は軽米町のみならず、水道の水を使っている八戸市、洋野町なども影響してくるものがございます。県に対しては企業団、洋野町長と反対というような形でやっておりますけれども、なかなか住民の盛り上がりは八戸市、洋野町がかなり少ないと思っております。これにつきましては、昨年も一緒にやれないかというようなことでお話はしているところですが、今年度は八戸市等で勉強会を開いて、地域の盛り上げ等を進めていきたいと考えております。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 目的を絞って、もっと深くと申しますか、精密な調査も必要でないかというようなご指摘でございますけれども、いずれ今までの経緯を、委員ご存じのとおりいろいろそういった調査、あるいはこれまでのさまざま知見等まとめて、学習会やさまざまな反対運動をやってまいりました。そういった流れの中で、今不

調というような形で結果が出てございます。そしてまた、企業はご存じのとおり後には引かないと、さらにまた県のほうに申請をしてきておるということでございますので、1回不調に終わった状況の中で、同じ状態と申しますか、中でまた申請をしてきたというようなことで、恐らく県はまた不調というような結論を出すのではないのかなと、私自身はそう思っておりますけれども、いずれその後は企業はどのような手段をとるのかはしっかりと我々も見据えた上で、そこまで必要があるのであれば、それは検討してまいりたいというふうに思っております。今は住民あるいは八戸市、企業団、洋野町と広域的な連携の中で反対運動が低下しないというか、そういった運動が低下しないように、今後ともそういう状況を保ちながら推移を見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 今と関連しますけれども、私一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、その中で2点のことを。

1つは、今晴高地区ということで反対運動やっていると、晴高地区という名前だけではなく、やはり晴高地区が中心だなという状況で、軽米町全体の中では1つの地区でやっているというふうな状況で、いかにしてこれを町全体に広げて、町全体が、そういう住民一致した反対なのだよという意思表示が町全体の反対運動につながって、それが12月、1年後の県のほうの許可の関係が、反対をまず広げることによってそれに影響するというふうなことも聞いたりしていますので、今後晴高の人だけでは全体の広がりというのはなかなか厳しいものがあるというふうなことも聞いていますので、この辺のところでは先ほど委託した先が反対運動の支援等も行うというようなことを言っていましたけれども、そういうふうな手だてと申しますか、応援は町民生活課のほうでやるのか、委託先のほうに任せてそっちでやらせていくのか、そのところ。また、もう1年後というふうなことで、そんなに時間があるわけではないと思うので、やるためにはある程度のスケジュールをつくって、町全体での反対運動組織というものをつくっていかなければならないと思うのですけれども、その辺の見通し。

あわせてもう一つ、実は助成金を何か総務課長は可能なのではないのかというふうな見通しで答弁されたような気がしていましたけれども、その場合晴高地区というふうな部分から町全体の組織になったとき、どちらの状況の中で助成金を考えられるのかというふうな見通しも含めて教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 町全体としての盛り上がり、実際晴高地区が中心となっ

での活動でございますけれども、11月の反対集会もやりました。この産廃、軽米町にもかなり影響出てきますので、町全体の盛り上がりをもどのように進めるかというようなことについては、平成28年度の予算の委託料の中で、業者が決まったら打ち合わせ等をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） いろいろな支援方法あると思いますが、その資金、支援が、行政が今とるべき姿勢としてそこまで果たして可能なかどうか、これは少し検討を重ねないと思います。総務課長や課長の考えでしようけれども、私とすればもう少し検討いただきたいというふうに思っております。

それからまた、晴高地区だけというようなお話でございますが、いずれ7,000名を超えるような反対署名も出てきておりますので、そういった動きからすれば、私は全町的にも認識と申しますか、されてきているのではないかなというような考えを持っております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） いずれ全町的な反対運動というふうなことについては、必要性という観点では町長もそういう意向だなというふうに私自身も感じておりますけれども、その辺のところをまず業者が決まってからというふうな今課長のお話でしたけれども、そんなに遠い話ではないと思いますので、急いで取り組んでいただくことを希望して、以上で終わります。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） ちょっと関連で。全町的なという形で、本当に中村委員が提起した部分、大事な問題だと思います。関連ですけれども、当初この処分場建設のときの業者側の住民への説明会の中で、西部九戸河川漁業協同組合が誘致というか、建設賛成みたいな話があったのですけれども、前回の県の申し入れとかなんかには西部九戸河川漁業協同組合も反対の立場になっているように、文書的に名前を連ねたと記憶があるのですけれども、その辺は西部九戸河川漁業協同組合の団体としての意思表示、特に川の汚染の問題では非常に関係がある団体だと思うのですが、どのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 11月に開催されたときも、後援の中に西部九戸河川漁業協同組合が入っていたという意味でしょうか。ちょっと……

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 入っているか入っていないかということを私が……今度の場合は瀬月内川の25メートルしか離れていないところに設置されるということで、

水道水源の近くにあるというのもありますけれども、河川の汚染が一番心配されている。そこで、西部九戸河川漁業協同組合の人たちの同意というのが非常に大きな要素になっている部分なのですけれども、当初これが始まったあたりでは西部九戸河川漁業協同組合の人たちは賛成というような立場というのを、仄聞ですけれども、聞いたことがあるのですが、今回の、最近の県に対する要望書等々については設置反対の立場で協働してくれたように私ちょっと見たのですけれども、その辺のことを把握しているかどうか。見たのが西部九戸河川漁業協同組合の人たちもこの建設に態度をどう表明しているのか、把握しているかどうかをお聞きしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時22分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 大変申しわけありませんでした。私のちょっと不認識がありまして、11月の反対の決起集会の中には、後援の中に西部九戸河川漁業協同組合も入っております。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） すごく大事なことでと思っています。前には多分計画当初のあたりはそういう状況ではなかったとあって、最近のやつをちょっと見た記憶があるものですから、そういう河川の関係の団体等々についてもやっぱり十分連携をとり合っていくことが必要だと思いますので、よろしく要請しておきます。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） ささいなことでちょっと説明願いたいと、こう思うわけですが、13節の委託料のところ、有害鳥獣捕獲業務委託がことしは消えているのだね。去年は計上になっているけれども、その根拠は何か。説明願えればと思います。わかりますか。前年度の部分では計上されていて、今年度の部分は消えておりますが、その根拠は。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時24分 休憩

午後 1時24分 再開

○副委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） ただいまのご質問にお答えします。

予算書 78 ページになります。実は軽米町鳥獣被害対策実施隊というものを昨年度つくりまして、それと同時に予算的に農業振興費の中の、78 ページになりますけれども、軽米町鳥獣被害防止対策協議会ということで隊員の講習、委員の出席お礼ということで、ここで予算化しております。

以上……鳥獣対策のほうですか。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8 番（大村 税君） 衛生費のところの委託料が消えたのはどういった根拠だからという。

昨年度の部分にも今の振興費のほうには計上になっていますよね。今年度の部分についての予算計上がされていない、消えている意味を説明。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1 時 2 5 分 休憩

午後 1 時 2 9 分 再開

○副委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 大村委員の先ほどの質問になりますけれども、平成 27 年の、何月までだったかはちょっと今調べていますけれども、鳥獣保護の委託料ということで猟友会のほうに委託していましたが、昨年度規則改正、条例改正で防除隊をつくりまして、そちらのほうに予算を組み替えしたものでございます。詳しい時期について今調べておりますので……

〔「鳥獣保護でなく駆除でないか」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 駆除です。駆除のほうです。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8 番（大村 税君） 環境衛生費から抜けたの、今の説明でも十分だと思います。法律改正とか条例改正でなったので農業振興費のほうに、充実したものに予算計上したというのであればいいと。この部分にないので、衛生担当のほうではなじまなくてそっちに行ったのかが、その辺をお聞きしたいので、別に深い指摘でないのです。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○8 番（大村 税君） うん、今のでいいよ。わかりました。

○副委員長（館坂久人君） それでは、産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 休憩でももらいたいような気がするのですが、大村委員のご指摘のことですけれども、78 ページの中の費用弁償 9 万 8,000 円の中に、実質的に鳥獣対策として出動した場合に、30 人の 12 回、1 カ月で 2,400 円、8 万 4,000 円を見込んでおります。この部分で鳥獣被害対策の方々と隊員の方々とお話をし、この金額でよしということで指導を受けまして予算化

しております。

以上でございます。大変申しわけありませんでした。

- 副委員長（館坂久人君） よろしいですか。
- 8番（大村 税君） よろしいです。町民生活課長の答弁でいいです。
- 副委員長（館坂久人君） 5目環境衛生費、よろしいですか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 6目後期高齢者医療費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） それでは、73ページ、4款衛生費、2項1目清掃総務費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 2目。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 3目
〔「2目で」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） 不法投棄処理手数料に関連してお伺いしたいと思います。不法投棄の範囲について聞きたいと思うのですけれども、今ちょっと表のほうに、中心部のあたりにはないのですけれども、例えば雪谷川の下流のほうに行くと、横井内を過ぎて行ったり雪谷川沿いに行けば、剪定した木なんかを道路と河川の間に盛り上がっているところが結構あるのです。自然物だから腐って土に返るといふ部分もありますけれども、やっぱり木ですので、枝とかオンコの木とか枝払いしたやつがびりっと盛り上がっているところがあります。この前私は自分の商売上の食品の廃棄物を二戸のクリーンセンターに持っていったら、オンコの枝を剪定したような木がそこで持ち込んで、有料で処理しているところを見てきました。だから、自分の土地に捨てるというか、それもだめだかもしれないけれども、結構そういうのが、剪定したもの、あとはオンコの木とか枝とかおろしたやつとかというのは、そういう形のやつはパトロールとか、それからそのまま放置して不法投棄にならないのかどうかというのを1つ聞きたいと思います。
- 副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。
- 町民生活課長（中野武美君） 家で剪定した枝とかになりますけれども、その処理のほう、ごみ収集では一応回収することになっているところがございます。山とか盛り上げていけば、私も見てわかってはいるのですけれども、個人の山とか敷地の中であるのであればそのままにしているところがございますけれども、枯れ枝等につきましてもごみ収集の範囲だというような形で周知のほうを指導していきたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） プロがやったのかもしれませんが、ちょっとしたものではなくて結構大量にあるのですよね。そうすると、事業系のごみというのか、ちょっとまた違うのではないけれども、全部それを一般廃棄物として収集責任を町が持たなければならぬのか。俺が見たのは、自分で持ち込んで有料で処理しているようでしたけれども、やっぱりそういう範囲とか、景観上も、それから環境上もそういうのは余りふさわしくないと思うので、今度緊急雇用がなくなったので、なかなかそういう制度を利用したパトロールとか、そういうのが難しくはなってきたと思うのですけれども、河川とか道路の周りを中心にした不法投棄だと私は思うのですが、きちんと管理、パトロールする、またあとは地域整備課が定期的に道路沿いのパトロールしたときにチェック項目として入れておくとかという形での対応が必要ではないかと思うのですが、全てがどんと一般廃棄物として出してよろしいのかどうか。今課長の答弁だと、一般廃棄物に、可燃物として出すということでもいいのですか、その辺も確認しておきたいと思うので。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 私もちょうとあやふやでしたけれども、不法投棄というもののただけれども、不法投棄とは別に枯れ枝等は一般ごみとして処理はできます。不法投棄の場合、公共の施設の管理の部分については町のほうでやっているものですけれども、それ以外はその土地の所有者が処理するというような形になっているものでございます、不法投棄などにつきまして。

○副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 投げられた人が責任持てと。私が言っているのは道路と河川の間とところで、河川敷でもない、河川敷なら道路幅の道路の分かもしれませんけれども、そういうところに結構車で来て、そこにばっとおろしていくという感じですね。それから、一般廃棄物で出す場合は袋に入れるとか一定の長さにしなければならぬという、そういう規定があって、それに対応するようなごみ袋に入れてあればあれでしょうけれども、生のままで、長いままとか枝とかというのをそのまま回収をするわけですか。きちんと所定の袋とか長さとかという中での対応だと、その辺も。何でもごみを出してもいいということとは違うと思うので、まずそれ。特に河川と道路の間には、結構人通りが少ないところにはあるので、さっき言ったよ

うに地域整備課の道路パトロール等々できちんと把握して、ここに捨てればだめですよということとか住民に対する、自分の土地に保管するのはあれですけども、公共の地のところにはその許可は得なければならないと思うので、その辺のことをきちんと住民に周知していただきたいなと思っています。これについてどうですか、まず、では。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） ごみの収集につきましては、指定された場所、今軽米町に二百何カ所ごみステーションありますけれども、そこに出していただくような形で、また住民のほうに説明していきたいと思っております。

今言われた道路と川の境というような形などは出てきましたけれども、グレーゾーンというか、なんですけれども、一級河川であると県の管理とかあるかと思えますけれども、そういうことにつきましては臨機対応というような形で考えていくことにして……役場のほうも不法投棄というような形で処理をしていくしかないのかなとは思っています。そういうところにつきましては、不法投棄などあった場合は看板などを立てるといような対策として、住民のほうに周知していきたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

古館機智男君。

○12番（古館機智男君） この件に関しては、もういいというのはあれですけども、きちんと不法投棄みたいなではなくて、不法投棄だと思います。そういう意味では、道路パトロールしながらとか、お知らせ版等々で周知していただきたいと思います。

私は、花いっぱいするときも取り上げたいと思ったのですけれども、清掃の関係です。昔は清潔法というのがあって、そういう経験持っている人は一斉に清掃日があって、家のものなんか出したり掃除したりしてきまして、今クリーンアップデーがなされています。それなりの意義があると思うのですが、クリーンアップデーイコール何か河川の草刈りという形になってきて、集落によっては道路の清掃とかも集落で出てきれいにしているところもありますけれども、何となくクリーンアップは草刈り、河川という感じになって、それも大事なのですが、そういうごみ一つ落ちていない町というのがやっぱり私理想なのですけれども、国体を前にして生涯学習宣言の町30年ですけども、その一文に、前にも言いましたけれども、軽米町じゅうが公園のようにという一文がありますけれども、そういう町づくりが観光でもいろんな意味でも軽米町の魅力になっていくと思います。そういう形で、何かクリーンアップの中が草刈りとか河川だけに特化しないで、自分たちのうちの周り、道路という形を一斉にやろうというのを、ことしは特に国体もあるので、何か一つの行事として位置づけてやることを提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） クリーンアップデーにつきましては、8月の第1日曜日という形で行っているところですが、委員ご指摘のとおり、河川の草刈りなどがまずほとんどメインになっているみたいです。町民生活課としてもそれだけでなく、さまざまな活動を考えられないか、何か1つ重点目標を持って、ことしは草取りをしましょうとか、そういう形をちょっと今考えているところでした。各集落、89行政区がありますので、それぞれ活動内容もさまざま違ってきますけれども、町民生活課のほうで担当している衛生組合の関係の役員会のほうでもそういう話が出ていたところですが、ことしは、まず地域、集落の判断に任せることも必要ですけれども、1つの基本目標と言えばあれなんですけれども、目標を持った形を進めたいということで今検討しているところですが。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） いいですか。

茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 備品購入費でゴミ収集車購入ということですが、多分1台ふやすのかなと思いますけれども、というのは嘱託職員も1人昨年よりふやすみたいですし、臨時職員も何か60万円ぐらい賃金がアップしていますので、もしかすれば1週間に1回歩いていたところを2回歩けるようになるのかなと期待持ったのですが、その辺の内容を説明していただきたいと思いますけれども。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） ゴミ収集車につきましては、現在4トンが2台、あとパッカー車、巻き込むやつが2台と、あとは2トン車が1台と、あとは生ごみの収集の軽トラックという形で行っております。4トン車につきましては平成15年の購入で、約三十五、六万キロ走っているものですが、車両のほうもかなり古くなって、修理費などかかるといって、1台を更新するという形で予算のほうを上げているものですが。

あと、賃金などにつきましては、平成27年度も補正でプラスしていただいたので、そこら辺を見込んで、当初から補正がないような形をお願いしたいということで予算化しているものですが。

○副委員長（館坂久人君） 茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 嘱託職員の方も去年も8人、ことしは9人ということで載っているみたいですけれども、そのところはあれですけれども。

私何回も恐縮なんですけれども、職員の制服の部分で今までも何回かお話しさせていただきましてけれども、まず嘱託職員の方は制服がちゃんと決まって、ちゃん

とその都度支給するのか、春というか、夏物と冬物、冬物だと今度防寒具とかになれば大変だと思いますけれども、その辺がどういうふうに決まっているのか。あと、臨時職員の方もそれに適用になっているのか、臨時職員の人はどういうような格好をしてもいいのか。あと、よそのほうではヘルメットもちゃんとかぶってやっているように、よそのは余りわからないのですけれども、二戸市のあたりではちゃんと制服を着て、ヘルメットをつけてやっていますけれども、軽米町ではそこまで徹底していないのかなと思って見ていましたけれども、その辺はどのように指導されているのか。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） ごみ収集員の服装と言えはなんですけれども、採用と言えはなんだけれども、嘱託職員については支給をしているところがございます。あとは防寒具も長靴とかやっております。臨時職員につきましても貸与しているところがございます。

○副委員長（館坂久人君） 茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 貸与されているのであれば、やはりそれを徹底して制服を着て、そうでなければ何か見た目が余りよくないと私は思いますので、これからそういうふうを考えてやっていただければいいかなと思いますので、よろしく。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） それから、ヘルメットの件、ヘルメットのほうも支給して、その都度と言えはあれなのですけれども、ヘルメットをかぶって、けがしないような、そのような形で具体的な作業指導しているところがございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） 次、し尿処理費でもいいですか。3目でもいいですか。

○副委員長（館坂久人君） はい、どうぞ。

○2番（中村正志君） 公衆トイレの関係は、この3目のところでいいですか。公衆トイレの清掃業務委託料というのがあったから、公衆トイレの関係ここかなと思って。この清掃業務委託料15万円というのは何カ所分のことなのか、町で公衆トイレとして位置づけているのが何カ所なのかと、前にもちょっと話したような気がするのですけれども、あわせてミル・みるハウスのトイレを公衆トイレに位置づけていただけないかということをお前に議会のときをお願いしていただきましたけれども、検討いただけたものか、あわせてお伺いしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 75ページの公衆トイレの清掃業務委託料、町民生活課で管理している部分になります。これは、本町の公民館前にあるトイレになります。

○2番（中村正志君） ここは図書館前の……

○町民生活課長（中野武美君） 図書館前の。清掃業務につきましては、本町の町内会のほうに委託しているものでございます。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） ミル・みるハウスにつきましては、営業時間内であれば自由に使ってもらって結構だと思っております。管理につきましては委託しております。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） その現状をわかってしゃべっているわけです。ほとんどの人たちは、ミル・みるハウスのところを軽米町の道の駅かなというふうに思っている人たちがかなりいると思うのですけれども、道の駅というのは大体トイレは24時間あいているということで、いずれ公衆トイレは町民生活課で管理しているのは図書館前のトイレだけだよということですが、ただ公衆トイレ的な位置づけをしているのはほかにもありますよね、担当が違うというだけで。例えば物産館の後ろのトイレだって24時間使えると思っていました。あと、向川原の防災センターだってありますよね。あと、これ見ると円子のところのトイレもあるようですけれども、所管は違うけれども、公衆トイレと位置づけられているのかなと。公衆トイレというのは24時間使えるという考え方だと思っていましたけれども、それで何とかミル・みるハウスも同じように24時間使えるような、年中無休で使えるようにしてもらえないのかなというふうなのを、今お願いしているのではないのです。前の委員会でもお願いしていましたが、その辺が検討されたのかなという。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 大変申しわけありません。私の頭の中に何もありません。私から、管理委託とかそういうやつを調べていて、検討すると言えば前向きですが、業務委託の中で恐らく時間帯も決まっていますので、その辺調査してみます。申しわけございません。

○副委員長（館坂久人君） いいですか。

○2番（中村正志君） 実施に向けて検討してください。

○副委員長（館坂久人君） それでは、ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時13分 再開

○副委員長（館坂久人君） それでは、会議を再開します。

それでは、75ページ、4款衛生費の水道費。

〔「なし」と言う者あり〕

- 副委員長（館坂久人君） 5款労働費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 76ページ、6款1項農業費、1目農業委員会費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 77ページ、2目農業総務費。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（館坂久人君） 78ページ、3目農業振興費。
古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） さっきちょっと説明ありました軽米町鳥獣被害対策実施隊員とか協議会のことについてお聞きしたいと思います。隊員という30人の方は延べではなくて、これは個人で、みんな猟銃所持をしている方なのでしょうか、それともそういう資格というか、制限がない人なのか、猟銃所持者は軽米町で何人ぐらいいるのかについてお聞きしたいと思います。
- 副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。
- 産業振興課長（高田和己君） 平成27年の後半から実施隊のほうが始まりましたけれども、以前から町民生活課のほうで軽米町の猟友会の方々にお願いして、駆除のほうをやっていたそうです。軽米町内で26名ということで実施隊のほうを構成しております。こちらのほうは30人でとっていましたが、平成27年度からは26名ということで実質的にやっております。いずれも狩猟の経験のある方で、軽米町猟友会のほうからご推薦をいただいた方になっております。町内で全員というのは、申しわけございません、まだ把握していませんけれども、恐らくこの26名の方に入っているのではないかなと思われまます。
以上です。
- 副委員長（館坂久人君） 古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） では、今回30人というのは、もっと猟友会の方がふえるという想定で30人にしたというふうに理解していいのでしょうか。
それで、その状況についてもお伺いしたいと思いますけれども、特にニホンジカが本当に本格的に帰ってくれば非常に大変だということが言われていますけれども、各地で目撃があるとかと言われてはいますけれども、私はカモシカは見るけれども、まだニホンジカ見ていないので、今ニホンジカが軽米の領域に来ているのも推定の頭数とか、これからの侵食というか、ふえていく可能性というか、予測というのは、特にも一番ニホンジカが大きいと思うのですが、どのように捉えて、どういう対策をとろうとしているのかお聞きしたいと思います。
- 副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。
- 産業振興課長（高田和己君） いろいろ会長からお聞きした話ですけれども、県境の部

分でかなり見えているということだそうです。

○12番（古舘機智男君） 青森県と……

○産業振興課長（高田和己君） 青森県と軽米町の境ですね。会長から伺ったのですが、上舘地区でことし、猟期になってからですけれども、ニホンジカ2頭捕獲したそうです。情報は聞いていました。いずれ岩手県にもあると思うのですけれども、青森県の県南のほうでかなり多くて、県南のほうと県北地域でニホンジカの対策を話し合おうという会議が3月の後半だったか、あると思われます。かなりふえているようで、実数についてまだ把握していませんけれども、その対策等について、鳥獣被害対策防止隊というのはお互いであるわけですけれども、それらのまず情報交換をして、これからやりましょうという会議が月末だと思いますけれども、開催されることになっています。

以上でございます。

○副委員長（舘坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 県境付近と言えば、本当に青森県との連携とか総合的な、特に八戸市、それから階上町にも隣接するのか、そういう連携をとりながら、水際作戦ではないけれども、相当な被害をもたらすと言われてますし、特に青森県のほうが多いという感じなのですか、沿岸から含めて。ちょっとその辺も確認したいと思います。

○副委員長（舘坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 青森県の特には果樹の被害が多いそうです。大体ご想像がつくと思いますけれども、南部町とか名川、その辺の果樹の被害が多くなってきて、ニホンジカの場合は果樹だけではなくて野菜全般だそうなので、果樹の被害だけではなくて野菜のほうにも広がるのでないかなというお話がありまして、連絡会のほうを開催するとお伺いしておりました。

あと、30人ですけれども、高齢の方が多いものですから、若い人たちが幾らでも入れるようにということで、枠だけは確保しております。

以上でございます。

○12番（古舘機智男君） 了解しました。

○副委員長（舘坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） 今の鳥獣のに関連してでございますけれども、先般長倉地区の方から秋口ですか、4頭、畑に見えて大変だと、それで行政のほうに対策を連絡したならば、被害があったかというようなお話されて、被害があってから対応するのか、予防対策のほうが大事なのか、その考え方をお聞きしたいと思います。遠野市でもこの間の議会でも論議されまして、遠野では対策室のようなものを設置をして、協議会をつくっていろいろ対策するというふうな方向性を示したようですが、

当局でもその考え方はどうなのか。私は被害を未然にするために、そういう情報があったらば即調査をして、対策を講ずることがベターではないかと思いますが、その点について考え方をお聞きします。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 大村委員のお話ですけれども、私もそのとおりだと思っております。ただ、言いわけになるようで大変申しわけないですけれども、被害防止対策ということで、基本的には被害を防止することが目的ですけれども、被害が出て、その状況を把握して、それから実際の話、猟銃を持ってどのようにしたらいいかというのを猟友会のほうで対策立てるわけですけれども、そういう手続も恐らくあると思いますし、またそれ以前に大村委員がおっしゃったような考え方で、未然が一番いいでしょうけれども、実質的に動くのは被害が起きる前のほうがいいのですけれども、被害があつてからそれを防止するという、被害防止対策みたいな考え方、基本的な考え方があるようですので、今のところは町としては…長倉の話は聞いていました。実際にあらわれたというのは聞いていました。その被害状況とか経緯については、申しわけございません、私今心得ておりませんけれども、いずれ被害が出てからそれを防ぐということで、猟友会のほうに、うちだけではなくて二戸市の県のほうを通じたり、警察も通じたりして許可をもらって、それからではないと鉄砲を撃てないことになりますので、そういう手続もあるようですので、その辺も含みながら対応しなければならないなと思っております。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） 詳細にご説明ありがとうございました。というのは、もう一点ですが、被害が出てから対策をして防止するというような考え方と私は認識しましたが、それでは遅いのだということも先ほど申し上げましたし、また農家の方々は、被害があつてからというのは被害を補償するのですかというようなお話もいただきましたので、そういうところがどういうふうなのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。被害があつてからであれば、被害があつた農家には被害を補償するのかと、どうなのですかというようなことも問いただされまして、町の考えはどうかと。お尋ねいたします。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 私もしっかり勉強してなくて、大変申しわけないのですけれども、被害の補償につきましては現段階では考えていないと思います、予算的にも。おっしゃるとおりなのですが、防止対策につきましても予防対策とか、実際に獣を少なくするとか捕獲するとか、いろんな方法がありますので、その辺は猟友会の方々ともお話をしながら、あるいは地域の声も聞きながら、そして単独では

動けません。県のほうに連絡をしまして、警察のほうにも連絡して、わなであってもですので、その辺の許可をもらってからでないとは行動できないことになっていましたので、その辺も加味しながら対応できればいいかなと思っております。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） わかりました。また予防を重点的に考えて、対策をしてほしいと。ただいま課長がお答えいたしたように、通報された方あるいは被害を不安視する方々にも、法律上はこうですというような詳細に説明して、理解を得るような対策も一つではないかなと私は思っていますので、その辺をひとつ前向きに対応してほしいと。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 関連ですが、上館で2頭捕獲したという話ですが、捕獲されたバンビはどこに行ったんだ。一連の流れで今説明されましたので、見たら、倒れたものでも見つけたらどのような対策するのだから、ちょっとその辺お願いします。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 私もしっかりその場にいたわけではないのでわかりませんが、実は狩猟会の会長の菅原さんが自分の、上館地区なのですが、近くにおいて発見というか、通報があったそうです。上館と川の境のあたりだったかな、そこで1頭しとめたそうです。もう1頭は、いずれ上館地区だそうです。猟期の間です。シカにつきましては自分でさばいて、骨なんかは一般廃棄物になりますけれども、一般廃棄物で出して、お肉はいただけると、そういうふうな感じで処理したとお伺いしております。北海道とか金華山なんかでよく鹿狩りに行きますけれども、それと同じような状況で、ただ内蔵とか骨とかそういうものは一般廃棄物になるそうですから、その処理をきちんとしないとだめだとお伺いしておりました。

以上です。

○副委員長（館坂久人君） 農業振興費、終わります。

80ページ、4目農業経営基盤強化促進対策事業費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 5目水田農業構造改革対策費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 6目農業金融対策費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 7目振興開発費。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（館坂久人君） 8目生活改善センター等運営費。

中村正志君。

- 2番（中村正志君）　ここで私資料要求させていただいていました山内地区センターの
まず建設に係る概要、財源内訳を含めて説明していただければと思います。

〔「少しお待ちください」と言う者あり〕

- 副委員長（舘坂久人君）　休憩します。

午後　2時28分　休憩

午後　2時28分　再開

- 副委員長（舘坂久人君）　再開します。

産業振興課長、高田和己君。

- 産業振興課長（高田和己君）　それでは、お手元に平成28年3月定例議会資料ナンバ
ー10、産業振興課、山内農業構造改善センター建設にかかわる概要……済みませ
ん、概要が2つあって申しわけない、概要説明書でございます。1枚目が付近見取
り図、2枚目が配置図、3番目が平面図、4番目が立面図になっております。

1枚目の付近見取り図でございますけれども、旧山内小学校の校庭の用地を考え
ております。2枚目ですが、配置図ですが、2枚目ごらんください。中心のところ
に申請建物とあります。右側のほうは町道山内線になっております。昔の山内小学
校の入り口になりますけれども、そこから真っすぐ行きまして、旧校庭のどちらか
といえば端のあたりに建物を予定しております。

続きまして、平面図ですけれども、3枚目になります。平面図につきましては、
既存の山内農業構造改善センターの建物の面積プラス事務室の分が多くなっていま
すけれども、その分で約422平米になっております。もともと山内地区のセンタ
ー自体が大きかったものですから、そのような大きさになっています。この配置図、
それからセンター等につきましては、山内地区の方々から建設のための審査会をさ
せていただきまして、去年に基本設計、ことし実施設計、実施設計の段階でも設計
の始まりと最後のほうに皆様のほうにご説明して、了解を得ているものでございま
す。

最後、4ページ目になりますけれども、鳥瞰図になりますが、左の上のほうから
南側、下のほうは北側、右のほうの上が東面、西面、大体こういうふうな建物にな
っております。

それと、財源ですけれども、現在農業構造改善センター等という名称の補助はご
ざいませぬ。それで、財政サイドとも協議しましたけれども、名称も恐らく山内地
区センターという感じで、地区の集まる場所ですと、そういう考え方で名前も変
更して、起債のほうを過疎債のほうですけれども、お願いしたいなということで考
えております。かなり建設費も多いのですけれども、一応そのように考えておりま

す。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。

では、その財源内訳の中で1つ、地元負担があるのかないのか。それから、グラウンドのところに、手前のほうに建物があるようですけども、全体にグラウンドが広いと思いますので、後ろのほうの空き地といいますか、それはただ駐車場だけを想定しているのか、それとも何か地元で運動できるような施設といいますか、グラウンド的にも考えているのか。また、入り口、私も何回か入ったことあって、何か余り広くもないような気がするのですけれども、道路を拡幅する計画があるのかどうかということ、まずとりあえず教えてください。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 基本的に、役場のほうで山内地区センターということで全額起債の借り入れ、7割の交付税還付があるわけですけども、それで考えていました。地元負担の話ですけども、地元の協議会の方々と大体のお話をしております。先ほども申しあげましたけれども、以前のセンターが約400平米でございます。今回の建物が422平米で、事務室を山内地区のほうで自由に使いたいということで、事務室の面積が5メートル掛ける4メートルで20平米でございます。全体事業費なのですが、設計のほうから入りまして、平成26年度の設計委託料、それから平成27年度の詳細設計委託料、本年度ですけども、それと工事が終わらないと最終的に確定しませんけれども、今のところ817万円ほどの地元の負担をお願いすることになっておりますし、地元の方々ともお話ししております。ただ、地元の負担につきましては今現在太陽光の売電収入が入ってきた時期からお返ししたいというご意向をお伺いしていたしましたので、詳しいことにつきましては実際の建設工事にかかわる金額が確定した段階でもう一度お話をしまして、歳入につきましては山内地区の方々のご意見もお聞きしながら、その分の負担をお願いしたいということで、合意はなっております。それがまず1点。

グラウンドの手前のほうに持ってきたのだけれども、後ろのほうはという話なのですが、図面見てもらえばわかるように、大体後ろのほうは駐車場なのかなということで考えていましたけれども、地元地区の要望がありまして、実はここの校庭がすごく水はけが悪いということを知りまして、最終設計の段階である程度の土盛りをしたいということで、基礎も打つのですけれども、基礎のほかに建物、将来の土盛りを見据えた建物に、少し基礎の分上げました。それが入っております。ですから、運動場のあいている地区はそれこそ駐車場としてこれからずっと使えるのかどうかというのは、また現状を見ながら把握しなければだめだと思いますけれども、建物の周りにもある程度の土盛り、それと入り口等につきましては切削材等でやり

たいなと考えております。

それと、入り口が狭いということなのですが、確かに私も入り口が狭いと思えます。ただ、今回につきましては今のところ、まず建物の金額が1億5,000万円ですか、かかりますので、その事業が終わってから、やるとしてもなるのかなと思っていました。土盛りにつきましても一旦建物を建てまして、工事等で残土が出ましたらそれらも利用しながら、ある程度盤を固めてから切削材のほうで処理したいなと今のところ考えております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 中村正志君。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。概要については詳しく説明いただきましたので、あとこれから建設に向けていろいろな状況も想定されると思いますので、それに向けて。

そういうことで、今回山内地区センターを建設するに当たり、これまで町内各所に農業構造改善センターとか生活改善センター等が建って、多分これはみんな農林水産省等の補助で各地区に建設されたものだと思うのですが、それがこれからは徐々に更新する時期になりつつあるのではないかと思いますけれども、その第1弾として山内の部分が補助がなくても、まず山内地区にこういう大きな施設をつくるということは、山内地区としての中核的施設ということで、その施設を核として地域づくりがこれから行われるのだなというふうな一つの考え方ではないのかなというふうに思うわけですが、これが一つ軽米町全体の中での地域単位というふうなもののモデルケースになるのかなというふうに私ちょっと感じたものですから、軽米町に89行政区があるわけですが、行政区だけと町とのパイプということですが、やはりこれからは一つの、学校もほとんどなくなってきている、小学校も3つしかないということになれば、旧町村単位での部分ですが、そのほかに地域づくりの単位というのをいま一度行政として考える必要があるのではないかなと。そこで、何か聞くところによると山内地区だけの全世帯数は300弱というふうなお話聞いていましたけれども、これが一つの目安になりながら、各地区の自治区といいますか、そういうふうなのを今後も考えていく必要があるのではないかなと。それによって、これからそれぞれの地域の中核施設というのを、建設というのを考えていくべきではないのかなというふうに考えるわけですので、今すぐどうのこうのではないのですが、ただ今山内のこういうのがあった場合に、町として地域にこういう建物を建てるということになれば、それぞれの地域でも今後考えていくと思いますので、要望も出てくるのではないかなというふうな気もいたしますので、その辺のところでは自治区という再編を大きな単位でやっていく必要に迫られてきているのではないかなと思いますが、その辺のところの見

通しを町長はどのようにお考えになっているか、町長からお伺いしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変いいご提案をいただきまして、私も今後やはり地域振興と申しますか、そういったものを図る意味で、こういった環境センター的な施設はまさに地域の中核になるものと思っております。活動交付金、さまざまお配りしておりますし、あとはインフラ整備、そしてまた経済的な支援、そしてあとは人材育成というような形の進め方をしてまいれば、恐らく方向的には今委員がおっしゃったような方向に行くのではないかなというふうに考えておりました。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 資料の要求していますが、行政改革に絡んで出張所の業務の民間委託という方針に基づいて、小軽米出張所、晴山出張所が民間に委託されるというような形に計画がなされたといえますか、それも平成28年、平成29年、早い時期に検討がというような感じでありまして、私とすればびっくりしていると感じてございます。そこで、現在出張所で対応している業務がどんなのかという説明も資料に出ておりますが、この説明をお願いしたいと。出張所と併設している施設、小軽米では小軽米公民館、小軽米地区生涯学習センター、小軽米生活改善センターというような部分になりますが、民間に委託すると残った施設がどのような形で、残る業務というのが何が残ってどうなるのかというような、大まかな概要について説明をお願いを申し上げたいと。

とりわけ出張所につきましては、昭和30年の町村合併で旧小軽米村役場があった場所でありまして、さまざま歴史がある場所でありますので、そんな面では将来小軽米のそういう場所がなくなるのかなというような心配もしたりしておりますが、現在考えて、公表できる部分がありました説明願いたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 最初に、出張所で対応している業務内容ということでご説明申し上げます。5つほど挙げておきましたけれども、証明書の発行、あとは住民票手続、あとは町税の収納、使用料の収納、あと保険料の収納等の、大きく分けて5つということで出張所の業務となっているところでございます。

そして、出張所と併設している施設名ということで、晴山出張所は晴山公民館及び晴山地区生涯学習センターという位置づけとなっております。同じ小軽米出張所につきましては、小軽米公民館、小軽米地区生涯学習センター、小軽米生活改善センター、出張所以外に3つの施設を併設しているものでございます。町としては、その施設の管理などをやっているところでございます。

出張所については以上で説明を終わります。

○副委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 行政改革の大綱の関係でのこちらの考え方をお聞きになっているのかなと思います。いずれ町民の利便性を疎外しないことというのが一番の目的かなと思っております。早い時期に検討するというところでございますが、町民の皆様のご意見等については十分お伺いしながら進めてまいりたいと思っておりますし、現段階ではまだ委託をお願いしたいと思っておりますところにも全くお話を通したものではありませんので、これからそのような形で進めてまいりたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 具体的にイメージとしてどこを想定するかというような質問も前にいたしましたので、それらを含めて慎重な対応をお願いしたいと。特に時間も十分にとって、地域の要望、それから地域と中央、役場との連携がスムーズにいくような形で、あるだけで安心しているという施設だと思っておりますので、町長、十分な検討、慎重な検討をお願い申し上げたいと思っております。

○副委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

大村税君。

○8番（大村 税君） 農村環境改善センターのことはこの管轄かなと思ひまして、お聞きしたいことがあります。今日において自治体は住民の福祉向上が最大の責務であるということは私も認識しておりますし、当局でもそのような認識のもとだと、このように思いますが、そこで福祉向上というのは、今年々高齢化率が高まっている中で、6月議会に私は特別委員会等でご要望申し上げたところでございますが、その中で農村環境改善センターの男女のトイレの改善をしてほしいということをお考えをお聞きしたところでございますが、対策を講じてまいるといふご答弁をいただきましたが、予算には計上されておらないし、大変寂しい限りだなど。先般もそういう高齢者の方からも大変だよと、足腰が弱って、唯一の交流の場がセンターですよと、そこに行っても用足すのに大変苦痛だと、そういう声がたくさんありました。ここにはないので、これは町長からの答弁をいただきたいなど、このように思っておりますので、6月補正にでも、ソフト事業であるので、交流駅が出るのはまだ四、五年先だと思っておりますので、いろいろなイベントは農村環境改善センターだろうと、このように思っておりますので、先般、きのうおとといだか、金曜日に行ってみてもそのままだと、そのように思っておりますので、課長の、あるいは町長の前向きなご検討の答弁をお願いしたいです。

○副委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） トイレの改修につきましては、農村環境改善センター、それ

から役場庁舎のトイレも確かに大村委員おっしゃるとおり昔の和式で、お年寄りの方が大変だろうということは十分理解し、実はことしの平成28年度の当初予算でも実施したいと思って計画したのですが、農村環境改善センター、役場庁舎、この前ご承認いただいて、議会棟の1階のトイレについては改修しているのですが、総額で1億円ぐらいかかる見込みとなりました。それで、一回にトイレ改修というのはちょっと難しいだろうということで、その他の事業についても6月補正に回したものもありますし、いずれ交付税の状況ちょっと見ながら、確実に整備を進めていくための計画としたいということで、現段階は当初予算では見込まなかったというよりは、見込めなかったというのが現状でございます。ですから、改修については必要なものだと思って、平成28年度で策定する公共施設等管理計画の中でもトイレの改修を含めて検討してまいりたいと思っておりました。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） では、庁舎のトイレと農村環境改善センターを一挙にやろうとすれば1億数千万円ということになると思いますけれども、やはり町民の福祉向上の最重点が、責務が行政にあるのだから、いの一番にやるべきだと思います。各市町村に行ってもほとんどが洋式です。その辺をしっかりと捉えて対応してほしい。年次計画でも私はよろしいと思います。町民の人たちが来たとき、ああ変わったなど、町が住みよい町づくりに一生懸命努力しているなどというところが見えないと、幾ら交流人口40万人の町、あるいは人口減少に歯どめをかけるといったところのもので非常に難しいと私思うので、その辺ももう一度検討をして対応することを求めて終わります。

○副委員長（館坂久人君） 答弁、町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 確かに大村委員おっしゃるとおり、トイレは大変重要であると思っております。ただ、今課長答弁したように収入が減りながら、また大きな事業もいっぱいこれから展開していかなければなりません。また、各地区のそういった改善センターの整備等も進めていかなければなりません。そういった中でいかに優先順位をどういうふうに定めていくか、そういったことも総合的に検討してみて、それでトイレの改修等も進めてまいりたいと思っております。

○8番（大村 税君） よろしいです。前向きにどうぞ検討してほしいということを求めまして終わります。

○副委員長（館坂久人君） 81ページ、9目畜産振興費。

中里宜博君。

○1番（中里宜博君） 新規事業の養鶏生産基盤育成強化事業について、3,000万円と大変大きいのですが、その中身を教えてください。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、軽米町養鶏生産基盤育成強化事業についてご説明申し上げます。養鶏生産基盤育成強化を図るために、飼料用米の利用増進と鶏ふん利用による自然循環型農業の構築を目的として、かつ新規雇用を条件とし、雇用の拡大も目指した新しい補助金として創設します。今考えている実施要綱ですけれども、これは案の段階ですけれども、事業の対象者としまして軽米町内に鶏舎を新築するもの、軽米町に住所を有する者2名以上を新規雇用すること、それと町内産の飼料用米、鶏ふんの利用などの資源循環型農業に取り組むこと。補助ですけれども、補助につきましては予算の範囲内において鶏舎の新築に係る費用の10分の1以内、1件につきまして1,500万円を上限として事業実施者に対して補助するものです。今回は1,500万円の上限としまして、2件分の補助金ということで考えております。一番ネックになるのが恐らく新規に2名以上を雇用するという条件になろうかと思えますけれども、畜産の生産振興と雇用拡大を図るという目的のもとにこのような制度を考えました。

ただ、かなりハードルは高い物件でございますとは思っております。ただ、町の養鶏をPRする部分、もう一つはそこでできた鶏舎で働く人を、町内の方々を雇用していただくということを最大限の条件として、軽米町内に畜舎をする事業者に対して上限が10分の1、最大で1,500万円。ですから、最大で1,500万円ということは最大で1億5,000万円以上の鶏舎を考えるということなのですけれども、実質的にはかなりハードルが高いなど、済みませんが私どもも思っていましたけれども、やはりこういう施策を打ち出していけないと、どうしても養鶏業だけではなくて新規雇用につながらないのかなということで今回お願いしているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○13番（山本幸男君） 今しゃべったことを文書にして、資料にして出してもらいたい。要綱をね。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

○副委員長（館坂久人君） 再開します。

古館機智男君。

○12番（古館機智男君） どこだか見つけられなかったのですけれども、新規就農者支援という制度は今ちょっと見つけられなかったのですけれども……

〔「商工費」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 商工費だけ……就農者が、農業の。

○産業振興課長（高田和己君） ああ、新規就農ですね。お待ちください。

〔「青年就農給付金じゃないの」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 青年就農給付金……そういう意味では新規就農者という字句は前からなかった……

○産業振興課長（高田和己君） いや、あります。

○12番（古舘機智男君） ありましたよね。

○産業振興課長（高田和己君） はい、ありました。

○12番（古舘機智男君） ちょっとそれが……

○産業振興課長（高田和己君） 少しお待ちください。

○副委員長（舘坂久人君） 休憩します。

午後 2時56分 休憩

—————
午後 2時57分 再開

○副委員長（舘坂久人君） 再開します。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 古舘委員のご質問にお答えします。

ここでは軽米町青年就農給付金ということで1,350万円の予算科目になっております。内容としましては、新規就農総合支援事業として新規就農者及び経営継承者の増加を図るため、経営が不安定な就農直後、5年以内ですけれども、5年以内の所得を確保する給付金を給付する事業で、国の事業でもあります。平成27年度は、夫婦で2組、それから個人で3組実績がありました。平成28年度、この予算の中では夫婦が2組、それから個人を現在3組プラス3人ほどの新規就農者の開拓ということで考えていました。金額につきましてですけれども、今名前ちょっと変わって、新規就農者なのですが、青年就農給付金ということで、経営開始型になりますけれども、夫婦の場合ですと年間225万円、これ掛ける2件分、個人の場合ですと150万円掛ける6件分、合計で1,350万円の予算となっております。

以上です。

○副委員長（舘坂久人君） 古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 前年対比のこの名称については確認していないのですけれども、たしか予算の中で新規就農者という字句があったような気がしたのですけれども、それが同一のものと考えて、青年就農給付金でいいわけですね。

○産業振興課長（高田和己君） はい。

○12番（古館機智男君） わかりました。それなりに実績をあげている部分があると思うのですが、この前議会控室でも話題になったり、私のところに要望もありますけれども、後継者対策というか、そのためには新規就農の場合はいろんな一定の条件ありまして、例えば自分の息子が農業やっていなくて、都会から帰ってきて家の仕事を継いだり手伝いを、就農したいという場合なんかは、そういうのには該当しないわけですよ。同じ継承するという形になった場合。それを確認したいのですけれども、そうだとすれば今農家の中で後継者問題というのはやっぱり非常に大きな問題になっていますし、新規就農者という、新たに夫婦で入ってきてというのはもちろんすばらしいことだし、それも大事にしなければいけないのですが、後継者ができるということに対して、やっぱり準じた新しい制度ということも今検討していくところではないかなと思いますけれども、そういう形での新しい検討を始める、またこれから検討するという考えがあるかないかお聞きしたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 古館委員の言っていることはもっともだと思います。私たちがそのように考えております。新規就農につきましては、最初は正直言って枠が緩かったです、新規就農ということで。ただ、その中で委員もおっしゃいましたように最初は後継はだめですよという話だったのですが、後継もいいですよといった場合には、今の経営者の方が全て後継者に財産、それから農業機械を全て譲る証明書が必要だと、それができないと。もしくは今たばこをやっている、息子などが帰ってきて、息子たちが新しく農業を始めますと、例えばごぼうであったり大豆であったり水田であったり種目が違う場合は、今経営継承者であるということで、それも可能になりました。ただし、毎年、これ国の全額補助であるものですから、いろんな会計検査とかそういう指示がありまして、規制がかなり厳しくなっておりますとともに、活動報告、いろんな書類等がすごく煩雑にふえました。当初はそんなになかったのですけれども、だからかなり難しいには難しいのですが、ただそれから年間の収入状況が、去年60万円だったかな、ある一定の金額が、収入があればもうもらえないという情報も受けています。ただ、最初に新しく農業につく場合に一番必要なものは資金です。資金というのは使い道がいろいろあるのですけれども、新しい耕地の貸借とか、新しい農作業のための機械設備とか、それに向けて5年間もしもらえるのであれば、それは有効な手段であるし、農業経営上もある程度の基準があるわけですが、その基準以下にするような収支の所得を自分なりに考えれば、すごくいい制度だなと実際思っているのです。ただし、その制度自体につきまして国のほうでも毎年かなり強化しているのが現実でございます。ただ、いい制度でございますので、我々もそういう話があればお手伝いしたいし、そういう人をみずからと言えば失礼ですけども、地域農業マスタープランとか、い

ろんな水田の説明会のときに各地域に回るわけですが、そのときにも掘り起こしをしたいし、ぜひそういう制度を使って頑張っていたきたいなと思っております。

以上でございます。

○副委員長（館坂久人君） まだありますか、古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 今回の国の全額補助とかという制度の限界も適用するのが難しい部分があるのですが、実際に農業後継者というのが本当になかなかバトンタッチできない状況がある中で、自治体として財政にもいろんな限度もありますし、独自施策というのも難しいかもしれませんが、国に要望したり、あとは今の農業の実態の中で独自の施策ということも検討課題にさせていただきたいということをお願いしておいて、私の質問終わりたいと思います。

○副委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時05分 再開

○副委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

定刻の時間になりましたので、これにて審査を終了いたします。明日10時から審査を再開します。以上で本日の審査は終了いたします。

◎散会の宣告

○副委員長（館坂久人君） 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時05分）